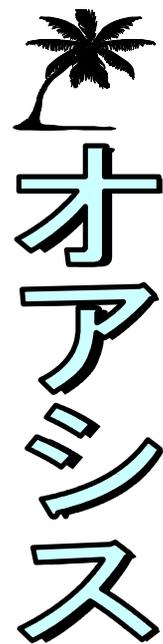


# 進めよう同一労働同一賃金

日立ジョンソンコントロールズ空調  
と関連会社で働く  
人のネットワーク



2021年4・5月  
No. 89

発行：オアシス  
編集委員会  
連絡先：多田義幸  
TEL  
090-9121-0602

同一労働同一賃金については、パートタイム・有期雇用労働法に規定され、正規社員と非正規社員の同一処遇を求めています。20年4月から大企業に適用され、21年4月から中小企業にも適用されます。しかし、実際には、格差は存在したままとなっている場合があり、労働組合による改善が求められます。

## 諸手当の差別は不合理

日本郵便を相手に起こされていた裁判の判決で、最高裁は去年の10月に各種手当や休暇などについて、契約社員の労働条件が正規社員と違うのは「不合理」と判断しました。そして扶養手当、年末年始勤務手当、祝日給、夏期冬期休暇、有給の病気休暇を非正規社員に与えることを命じました。

諸手当に関しては、すでに18年の最高裁の判決（ハマキョウレックス、長澤運輸）で、正規社員に支払われている給食手当、通勤手当、皆勤手当等を非正規社員に支給することが確定しています。また、判決本文からは外されていますが、「非正規社員に支給する必要があります」と確定したものに、住宅手当、勤続褒賞、残業手当割増率などがあります。

こうした最高裁の一連の判決などによって、正規社員に支払われている諸手当や休暇、福利厚生などの制度については、非正規社員にも支給し、制度の利用も認めなければならぬことがほぼ確定しました。

## 確定した判決について

判決は一般的に規範性をもつ準則として認められてきています。そのため、今回の判決は、日本郵政のみならず、他の企業にも適用できる内容です。従って、雇用形態によって、諸手当に格差がある場合は是正しなければなりません。

## 手当の廃止に注意

同一処遇にするために、諸手当を廃止する方向も一部の会社で出されていますが、これは不利益変更となり注意が必要です。日本郵政グループは、転動のない一般職に支給されている住宅手当を、10年で段階的に引き下げる経過措置を決めました。

## 必要な対応について

雇用形態の違いによる待遇差がなか確認するには、賃金、一時金、各種手当の金額が公開されている必要があります。労働組合はデータ収集と公開を行うべきです。また、格差が確認された場合には、格差是正の対応を求め、改善を図ることが求められます。

## 派遣社員にも同等の休業手当を

3月に、製造、品証、資材部門などが2日間休業となりました。社員には、休業手当（75%）が支給されていますが、派遣社員の扱いは、派遣元会社に任せられています。しかし、休業の責任は派遣先の会社にあります。派遣社員に対しても、派遣先の社員と同等の休業手当が支払われるような対策が必要ではないでしょうか。